

「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正について

○ 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

〔平成16年4月15日関係府省申合せ〕
〔平成20年 月 日最終改正〕

○ 緊急対策本部設置要領

〔平成18年4月27日関係府省申合せ〕
〔平成20年 月 日最終改正〕

○ 食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱

〔平成17年4月21日関係府省申合せ〕
〔平成20年 月 日最終改正〕

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

平成16年4月15日 関係府省申合せ
平成17年10月3日 一部改正
平成18年4月27日 一部改正
平成18年8月31日 一部改正
平成 年 月 日 最終改正

本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対応の在り方等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。また、「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ。以下「食品危害総括官会議申合せ」という。）に基づいて対応するものについては、本要綱によらないこととする。

1 対象となる緊急事態等

本要綱において、緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案
 - ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案
 - ③ ①又は②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案
- が想定される。

2 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応（以下「緊急時対応」という。）に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関は、相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、平時から食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び分析を行うとともに、本要綱に定める緊急時対応を政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、国民の健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

3 緊急時における情報連絡体制等

(1) 情報連絡体制の整備

委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- ① 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ② 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ③ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ④ 環境省水・大気環境局土壌環境課

(2) 緊急時における情報の連絡

- ① 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な第一報の通報を行うこととする。
- ② 委員会及びリスク管理機関は、自ら緊急事態等を認知し、又は緊急事態等の第一報の通報を受けた場合には、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアル（食品安全委員会緊急時対応基本指針、厚生労働省健康危機管理基本指針及び農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等をいう。以下同じ。）に基づく情報の連絡及び緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。
- ③ 委員会は、自ら緊急事態等を認知し、又はリスク管理機関から緊急事態等の第一報の通報を受けた場合において、委員会委員長が必要と認めるときは、食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）への報告を迅速に行うこととする。

(3) その他

委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアルと本要綱との連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。

4 緊急対策本部の設置等

- (1) 食品安全担当大臣（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣）は、緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣及び委員会委員長（以下「関係各大臣等」

という。)と緊急協議を行い、必要に応じ、別紙に定めるところにより、緊急対策本部の設置を決定することとする。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、(1)のほか、緊急事態等の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認められる場合には、部局長級の会議として、食品安全行政に関する関係府省連絡会議(「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」(平成16年2月18日関係府省申合せ)参照)を開催することとする。

(3) 緊急時における処理手順等を明らかにするため、(1)により設置される緊急対策本部に関する具体的な事項について、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して、あらかじめ別途定めておくこととする。

5 情報の収集等

委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、迅速かつ広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を収集することとする。

また、収集した情報については、整理及び分析を行うとともに、委員会及びリスク管理機関の相互間において、情報の共有を図ることとする。

6 情報の提供

(1) 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、緊急事態等に関連する国の内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。

なお、情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、委員会及びリスク管理機関相互間で十分に調整を図ることとする。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。

7 事後検証及び要綱の改定

(1) 委員会及びリスク管理機関は、本要綱に基づき行った緊急時対応について、事後に検証を行うこととする。

(2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本要綱を改定することとする。

8 その他

委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、主要な危害要因等（基本的事項に規定する危害要因等をいう。）について、個別に、緊急時対応に関するマニュアルを作成することとする。

緊急対策本部の設置について

食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、緊急対策本部の設置が必要であると認める場合においては、下記に定めるところにより、適切に緊急対策本部を設置し、政府一体となって危害の拡大や再発の防止を図ることとする。

また、委員会及びリスク管理機関は、緊急対策本部の運営等が円滑に行われるよう、緊急対策本部に対し、情報の提供、職員の派遣等を通じて、協力を行うこととする。

記

1 設置の決定

食品安全担当大臣（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣）は、緊急事態の発生に際し、委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣等と緊急協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部の設置を決定することとする。

2 緊急対策本部の組織

- (1) 緊急対策本部の長は、緊急対策本部長（以下「本部長」という。）とし、食品安全担当大臣をもって充てる。
- (2) 緊急対策本部に、緊急対策副本部長（以下「副本部長」という。）と緊急対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- (3) 本部員は、厚生労働大臣、農林水産大臣、委員会委員長、その他本部長が必要と認める関係各大臣等とし、本部長は、緊急対策本部の設置の決定後速やかに、本部員を指名することとする。
- (4) 本部長は、本部員のうちから、緊急事態の事案に応じて、副本部長（1、2名程度）を指名することとする。また、副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する副本部長がその職務を代理することとする。

3 本部の活動事項

緊急対策本部は、緊急事態の発生に際し、次に掲げる事項を政府一体となって適切に行うこととする。

- (1) 緊急事態の概要の把握、初動対応等に関する検討
- (2) 政府として食品の安全性の確保を図るための対策の方針の決定

- (3) 一元的な情報の集約、委員会及びリスク管理機関等との情報の共有
- (4) 委員会とリスク管理機関との対策の総合調整
- (5) その他必要と認められる事項

4 事務局

緊急対策本部の事務を処理させるため、緊急対策本部に事務局を置く。

事務局は、委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当し、事務局長には、委員会事務局長（委員会事務局長に事故があるときは、委員会事務局次長）をもって充てる。また、事務局は緊急対策本部の設置後速やかに、次に掲げる対応を行うこととする。

- (1) 緊急対策本部、委員会及びリスク管理機関等の相互間における情報の連絡及び集約
- (2) 緊急対策本部から広く国民に対する迅速かつ適切な報道機関、政府広報又はインターネット等を通じた情報の提供
- (3) その他必要と認められる事項

5 緊急対策本部の解散等

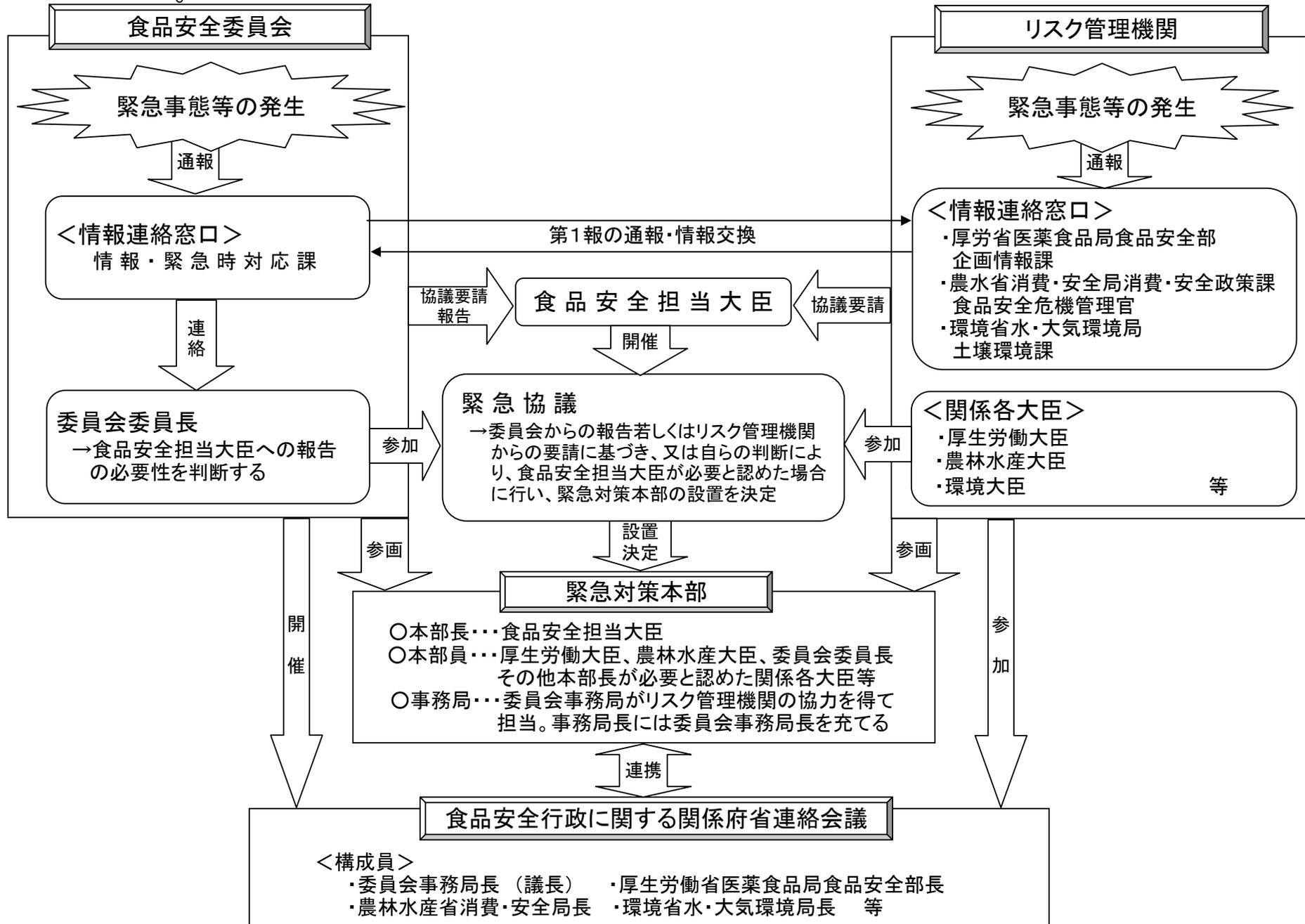
食品安全担当大臣は、緊急事態の収束等を総合的に勘案し、緊急対策本部を解散することとする。

6 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」における緊急対策本部設置までの流れ

(参考1)



食品安全関係府省における緊急時対応マニュアルの位置付け

(参考2)

食品安全基本法

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項

食品安全委員会

【食品安全委員会緊急時対応基本指針】

→委員会による緊急事態等への対応に関する基本的な事項を定めるもの

農林水産省

【農林水産省緊急時対応基本指針】

→緊急事態等に対する農林水産省の対応に共通する事項を定めるもの

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

→基本的事項第4の4に基づき、委員会とリスク管理機関が連携して、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めたもの

緊急対策本部 設置要領

厚生労働省

【厚生労働省健康危機管理基本指針】

- 食中毒健康危機管理要領
- 食中毒処理要領
- 飲料水健康危機管理実施要領
- 感染症健康危機管理実施要領 等

環境省

【環境省における食品安全に関する緊急事態発生時の対応について】

政府一体となった
緊急時対応体制

緊急対策本部設置要領

平成18年4月27日 関係府省申合せ
平成18年8月31日 一部改正
平成 年 月 日 最終改正

本要領は、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。）4（3）の規定に基づき、緊急時における処理手順等を明らかにするため、緊急対策本部に関する具体的な事項について定めるものである。

1 緊急協議の実施

（1）食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。1において同じ。）は、緊急事態等の発生に際し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）からの報告若しくはリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合において、食品安全担当室（以下「担当室」という。）に対し、緊急協議の実施について速やかに指示することとする。

（2）担当室は、食品安全担当大臣の指示の下、速やかに次に掲げる委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口を通じて、委員会及び関係するリスク管理機関に対し、緊急協議を実施する旨の情報連絡を行うとともに、緊急協議に係る事務の調整を行い、緊急協議を実施することとする。

＜委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口＞

- ① 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ② 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ③ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ④ 環境省水・大気環境局土壌環境課

（3）緊急協議の方法は、原則として、食品安全担当大臣及び関係各大臣並びに委員会委員長（以下「関係各大臣等」という。）が参集し、緊急対策本部の設置の必要性について協議することとする。

なお、参集による速やかな緊急協議の実施が困難な場合等で、食品安全担当大臣が必要であると認める場合には、委員会及びリスク管理機関の情報連

絡窓口を通じて、関係各大臣等より、緊急対策本部の設置についての了解を得て協議とするなど、柔軟な対応を図ることとする。

2 緊急対策本部の設置

(1) 緊急対策本部の設置

食品安全担当大臣は、緊急協議の結果を踏まえ、緊急対策本部の設置を決定した場合、緊急対策本部長（以下「本部長」という。）として、基本要綱別紙の2に定める緊急対策本部の組織体制について、速やかに次に掲げる事項を行うこととする。

- ① 緊急対策本部員（厚生労働大臣、農林水産大臣、委員会委員長、その他本部長が必要と認める関係各大臣等をいう。以下「本部員」という。）を指名すること。
- ② 本部員のうちから、緊急事態等の事案に応じて、緊急対策副本部長を指名すること。

(2) 緊急対策本部会議等の開催

- ① 緊急対策本部において、緊急対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催し、政府一体となった対応策の決定等を行うこととする。
なお、本部会議は、緊急対策本部の設置後速やかに開催することとし、その後の開催については、本部長が必要に応じて招集し、主宰することとする。
- ② 本部会議には、必要に応じ、本部員以外の者の出席を求めることとする。
- ③ 本部会議の庶務は、緊急対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）において処理する。
- ④ 本部会議の開催に併せ、部局長級の会議として食品安全行政に関する関係府省連絡会議（「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）以下「関係府省連絡会議」という。）を開催することとし、本部会議との連携を図ることとする。

3 緊急対策本部の活動事項

(1) 政府一体となった対応策の決定

2の(2)で定める本部会議を開催し、入手した情報等を踏まえ、緊急事態等の概要を把握するとともに、初動対応等に関する検討及び政府一体となった対応策の決定を行うこととする。

(2) 委員会とリスク管理機関との対策の総合調整

緊急対策本部は、各リスク管理機関において設置されている対策本部との連携を図るとともに、委員会とリスク管理機関との対策の総合調整を行うこととする。

(3) 情報の集約及び共有

緊急対策本部は、委員会及びリスク管理機関において収集された緊急事態等に関する情報を一元的に収集するとともに、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口を通じ、情報の共有を図ることとする。

(4) 情報の提供

緊急対策本部は、本部会議において決定した対応策等について、報道機関、政府公報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供することとする。

なお、情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、委員会及びリスク管理機関とも十分に調整を図ることとする。

(5) その他必要と認められる事項

4 本部事務局

(1) 緊急対策本部の事務を処理するため、速やかに本部事務局を設置し、本部事務局は委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとする。

(2) 本部事務局長は委員会事務局長（委員会事務局長に事故があるときは、委員会事務局次長）とし、本部事務局員については、情報・緊急時対応課長及び本部事務局長が招集する委員会事務局員をもって充てる。

(3) 本部事務局の設置場所は、原則として委員会事務局内とする。

(4) 本部事務局は、緊急事態等に関する情報の収集、委員会及びリスク管理機関等との情報の交換及び共有、緊急対策本部が行う情報の提供、本部会議の開催に係る事務、その他緊急対策本部の活動に必要な事務を行うこととする。

(5) 本部事務局長は、(4)に掲げる事務を効率的に処理するため必要があると認める場合には、本部事務局内に機能別の班を置くこととし、本部事務局員の各班への振り分けを適切に行うこととする。各班の主な業務内容は、別紙「本部事務局における各機能別班の役割分担表」に定めるとおりとする。

5 緊急対策本部の解散

本部長は、本部会議での審議の結果を踏まえ、緊急事態の収束等を総合的に勘案し、緊急対策本部を解散することとする。

(別紙)

本部事務局における各機能別班の役割分担表

1. 各機能別班の役割分担

総括班
<ul style="list-style-type: none">・本部事務局長の補佐・各班の作業状況等の把握及び総括（各班の情報集約、対応の記録管理等）・本部会議等の運営・事務（資料とりまとめ、会議室の設営等）・関係府省との連携（連絡調整、協力要請等）・食品安全行政に関する関係府省連絡会議、現地における対策本部等との連携（設置されている場合に限る）・緊急対策本部員等の日程把握、調整
情報班
<ul style="list-style-type: none">・緊急事態等に関する各種情報の収集、分析及び整理・入手した情報等の各班への情報提供・入手した情報等に基づく資料等の作成
広報班
<ul style="list-style-type: none">・緊急対策本部の設置、本部会議における決定事項等の情報の公表・広報（記者会見、プレスリリース、報道機関への対応）・新聞・TV情報等の報道関係情報及び資料の収集、整理・報道発表資料等の作成・消費者、記者等からの問い合わせ対応

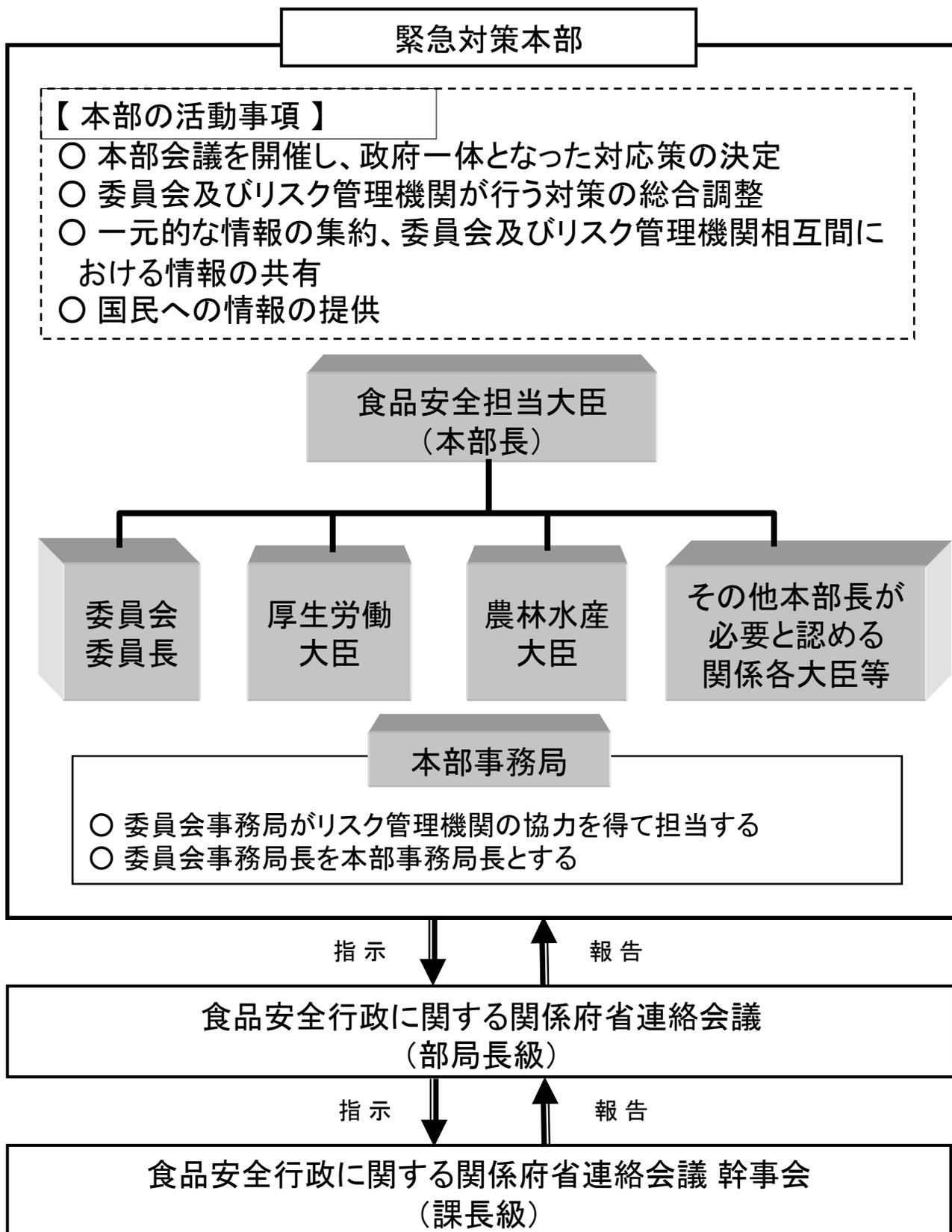
2. 本部事務局構成員の各班への振り分け

機能班名	委員会事務局			
	総務課	評価課	情報・緊急時 対応課	勧告広報課
総括班	○	△	○	△
情報班		○	○	
広報班				○

※ ○：招集 △：必要に応じて招集

上記以外においても、本部事務局長が必要に応じ、振り分けの変更を行う。

緊急対策本部の構成



食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱

平成17年4月21日 関係府省申合せ
平成17年10月3日 一部改正
平成18年4月27日 一部改正
平成18年8月31日 一部改正
平成 年 月 日 最終改正

本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。）に即し、食中毒（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等（基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。

1 食中毒等が発生した場合における緊急時対応の実施方針

食中毒等による緊急事態等への対応（以下「緊急時対応」という。）に当たっては、健康被害の拡大を防止するため、食中毒等による緊急事態等を早期に探知し又は発見し、その原因を究明するとともに、その原因となった食品の排除等を迅速かつ適切に行うことが必要である。

このため、食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りつつ、本要綱に基づき、政府一体となった対応を行うことにより、健康被害の拡大及び再発の防止に努めることとする。

(1) 委員会

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づく食中毒等に関する情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、委員会及びリスク管理機関の連携の促進、必要に応じ、食中毒等に関する食品健康影響評価、リスク管理機関に対する勧告及び意見具申等の実施

(2) 厚生労働省

厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領及び食中毒処理要領に基づく情報収集並びに関係都道府県等に対する技術的助言、国民への食品衛生に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、食品衛生法第60条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施

(3) 農林水産省

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針、製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針、農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針等に基づく食中毒等に関する情報収集、国民への農林水産物等に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、所管法令に基づく農林漁業の生産資材の回収命令等の実施

(4) 環境省

食中毒等が大気汚染、水の汚濁及び土壌汚染等環境への負荷等を通じて発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、化学物質等の環境中の存在状況等の情報収集及び情報提供、所管法令に基づく都道府県知事等に対する必要な資料の提出又は説明の要求の実施

2 情報連絡体制の整備

委員会及びリスク管理機関は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- (2) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- (3) 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- (4) 環境省水・大気環境局土壌環境課

3 情報の収集等

委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。

(1) 情報の収集、整理及び分析

委員会及びリスク管理機関は、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、都道府県等からの情報収集は、リスク管理機関がそれぞれ

の所管法令に基づき行うこととする。

なお、委員会及びリスク管理機関が行う情報収集は、次に掲げるとおりとする。

① 委員会

リスク管理機関、報道機関及びインターネット等からの国内外における食品危害情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集

② 厚生労働省

食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、国内外における食品危害情報の収集

③ 農林水産省

農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の食品危害情報及び農林漁業の生産資材に由来する国内外の食品危害情報の収集

④ 環境省

所管法令の規定に基づく都道府県知事等から環境大臣への環境の監視結果の報告等、国内外における環境を經由した健康被害等に関する情報の収集

(2) 情報の共有等

① 委員会及びリスク管理機関は、収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。その際には「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議幹事会申合せ）様式1「食品危害情報の通報受付シート兼食品危害情報総括官情報共有シート」等も活用する。

なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係省庁とも密接に情報交換を行っておくこととする。

② 平時において収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、委員会委員長が、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるとき、又はリスク管理機関の関係部局長等（厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長、環境省水環境担当審議官等をいう。以下同じ。）が委員会に対する報告が必要であると認めるときは、リスク管理機関は、速やかに委員会会合において、報告を行うこととする。

③ 委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。

④ 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。

⑤ 委員会及びリスク管理機関は、「食品安全委員会とリスク管理機関との

連携・政策調整の強化について」(平成16年2月18日関係府省申合せ)に基づき、平時から、次に掲げる会議を定期的を開催し、相互に密接な連携を図ることとする。

- ・ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議(以下「関係府省連絡会議」という。)
- ・ 関係府省連絡会議幹事会
- ・ 食品リスク情報関係府省担当者会議

(3) 情報の提供等

(1)の規定により収集等を行った情報について、委員会及びリスク管理機関は、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。

また、委員会及びリスク管理機関は、平時から、相互に連携して、リスクコミュニケーションを適切に行い、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

4 緊急時における情報連絡

(1) 委員会及びリスク管理機関は、3(1)に掲げる情報収集の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な情報の連絡を行うこととする。

(2) 委員会は、(1)の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、委員会委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。以下同じ。)に対する報告を迅速に行うこととする。

(3) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアル(食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針、厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針、製造・加工/流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針、農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針等をいう。以下同じ。)に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。

5 リスク管理機関からの緊急報告及び委員会からの助言

(1) 食中毒等による緊急事態等に関する情報の連絡を受け、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるとき、又はリスク管理機関の

関係部局長等が委員会に対する報告が必要であると認めるときは、委員会は、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、速やかに委員会会合において、リスク管理機関から、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。

(2) 委員会は、(1)によるリスク管理機関からの報告の内容を踏まえ、必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言し、又は、委員会事務局長に対し、関係府省連絡会議の開催を指示するとともに、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言等を行うこととする。

(3) 委員会は、(1)によるリスク管理機関からの報告の内容及びこれを踏まえた(2)による対応について、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

6 緊急対策本部の設置

(1) 食品安全担当大臣は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、5(3)による委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認めるときは、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、基本要綱に基づき、緊急対策本部の設置を決定することとする。

(2) 緊急対策本部の事務局は、委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとする。

7 関係府省連絡会議の開催

(1) 委員会事務局長は、5(2)による指示に基づき、リスク管理機関と連携して、速やかに関係府省連絡会議を開催することとする。

(2) 委員会事務局及びリスク管理機関は、関係府省連絡会議において、当該緊急事態等を把握するとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定し、相互に情報の共有及び連携を図ることとする。

なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。

(3) 委員会は、(1)のほか、6の緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して関係府省連絡会議を開催することとする。

8 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション

(1) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が発生した場

合には、相互に連携して、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じ、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

(2) (1) による情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、委員会及びリスク管理機関の相互間で十分に調整を図ることとする。

(3) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。

9 事後検証及び要綱の改定

(1) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、本要綱に基づき、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、その際に実施された緊急時対応について事後に検証を行うこととする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、事後検証の結果又はその他の理由により必要であると認めるときは、本要綱を改定することとする。

10 その他

委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアルと本要綱との連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。

食品安全関係府省における緊急時対応要綱等の位置付け

(参考)

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

緊急対策本部
設置要領

食品安全委員会

■食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針

農林水産省

■農林水産省食品安全緊急時対応基本指針
■製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針
■農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針

食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱

→基本的事項第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、
食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に即し、食中毒等による緊急事態等が
発生した場合における国の対処の在り方等について定めたもの

厚生労働省

■食中毒健康危機管理実施要領

環境省

■環境省における食品安全に関する緊急事態発生時の対応について

政府一体となった
緊急時対応体制